

第154回 簿記検定試験 申込書 (施行日 2020年2月23日 (日))

※申込書へはボールペン又は万年筆で記入

太枠内必須記入項目

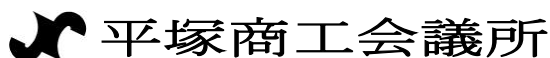
受験級	級	受験番号	※記入不要		
ふりがな					
氏名					
生年月日	昭和 平成	年	月	日	性別 男 女
	(歳)				
現住所	〒 - - Tel (- -)				
区分 ○で囲む	1.高校生 2.大学-専門学生 3.会社員 4.自営業 5.主婦 6.その他 ()				
学校名 または 勤務先名					

本検定試験をお申し込みされた方は、申込書記載事項ならびに「受験に際してのご注意」について、全て同意しているものとみなします。

※試験会場は原則として、平塚商工会議所館内となりますが、申込者多数の場合、市内の別会場をご案内致しますのでご了承下さい。

※本申込書でご記入いただいた個人情報につきましては、検定試験施行における本人確認、受験者・合格者台帳の作成、合格証書・合格証明書の発行及び検定試験に関する連絡、各種情報提供の目的にのみ使用致します。

領収書発行



1、試験日・受付期間

回数	試験日	窓口申込期間
第154回	2月23日 (日)	1月20日 (月) ~ 1月24日 (金)

【申込受付時間】

8:30~19:00

※平日のみ (土日、祝祭日はお休みです。)

2、受験料 (税込)

2級 4,720円 3級 2,850円

(試験施行中止の場合を除き、受験料の返還はできません)

3、申込場所・手続き方法

- 1) 申込書に受験料を添えて平塚商工会議所窓口にてお申込下さい。申込書と引き換えに受験票を発行いたします。
- 2) 申込書・受験票 (受験番号欄を除く) は全て黒のボールペン又は万年筆で記入して下さい。
- 3) JIS (日本工業規格) 漢字コードの第1水準・第2水準の文字以外の文字でお申込の場合、システムの都合上、事務局にて変更させていただく場合がございます。予めご了承ください。
- 4) 申込期間・申込方法は平塚商工会議所の期間・方法です。
- 5) 期間外の受付はできません。また、定員に達した場合は受付期間内であっても締め切らせていただく場合があります。
- 6) 受験票は合格証書の交付の際に必要なとなりますので受験後も大切に保管して下さい。
- 7) 郵送・電話・FAXによる申込みには応じられません。
- 8) 申込場所・問合せ先 (土・日・祝祭日はお休みです。)
平塚商工会議所 業務課 平塚市松風町2-10
TEL 0463-22-2510

受験に際してのご注意

商工会議所検定試験の受験申し込みの際しましては、次の留意事項を踏まえた上でお申し込みくださいますようお願い申し上げます。

- 1、商工会議所検定試験の申込時にご登録いただいた個人情報につきましては、個人情報保護法を遵守し、検定試験施行における本人確認、受験者・合格者台帳の作成(受験者および合格者に係るデータベースの作成を含む)、合格証書・合格証明書の発行、受験料払込票の作成および検定試験に関する連絡、各種情報提供、データベースを活用した検定普及策の検討に使用し、目的外の使用はいたしません。
但し、次の場合には、取扱個人情報の中で、それぞれの目的を達成するために必要な情報を次の者に提供することがあります。
・団体で申し込まれた学校、ビジネススクール、会社などにおいて合格情報などを申込団体にお知らせするとき。
- 2、受験に際しては、本人確認を行いますので、必ず身分証明書(氏名、生年月日、顔写真のいずれも確認できるもの。〈例〉運転免許証、旅券(パスポート)、社員証、学生証など)を携帯してください。身分証明書をお持ちでない方は、平塚商工会議所までご相談ください。
- 3、試験問題の内容および採点内容、採点基準・方法についてのご質問には、一切回答できません。
- 4、取得点数は、受験者本人にのみ開示することができることになっています。詳しくは平塚商工会議所までお問合せください。但し、答案の公開、返却には一切応じられませんので、予めご了承ください。
- 5、合格証書の再発行はできません。合格証明書の発行につきましては、平塚商工会議所までお問合せください。
- 6、一度申し込まれた受験料の返還は認められません。
- 7、試験会場には所定の申込手続きを完了した受験者本人のみ入場を許可します。
- 8、試験開始時刻までの会場入場について、時間厳守すること。
- 9、次に該当する受験者は失格とし、試験途中で受験をお断りするとともに、今後も受験をお断りするなどの対応を取らせていただきます。
 - ・試験委員の指示に従わない者
 - ・試験中に、助言を与えたり、受けたりする者
 - ・試験問題等を複写する者
 - ・答案用紙を持ち出す者
 - ・本人の代わりに試験を受けようとする者、または受けた者
 - ・他の受験者に対する迷惑行為を行う者
 - ・暴力行為や器物破損など試験に対する妨害行為におよぶ者
 - ・その他の不正行為を行う者
- 10、試験中の飲食、喫煙はできません。
- 11、試験の施行後、不正が発覚した場合、当該受験者は失格または合格を取り消し、今後の受験をお断りするなどの対応を取らせていただきます。
- 12、台風、地震、洪水、津波等の自然災害または火災、停電、システム上の障害、その他不可抗力による事故等の発生により、やむを得ず試験が中止される場合がございます。その際には、平塚商工会議所までお問合せください。